

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 岩畔豪雄

自分淺我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク作述致シマス

昭和二十二年（一九四七年）四月五日 於東京

供述者 岩半家雄

右ハ當立書人ノ面倒ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於面所

立書人 三文子正平

署
フ

宣
留
誓

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ狀秘セズ又何事ヲモ附加セザトヲ

署名捺印

岩
畔
豪
鳴

一 私は岩畔豪雄であります。一八九七年（明治三十一年）十月十日廣島縣に生まれました。現在東京都大森區田園調布二丁目七八九番地に住んで居ります。

私は一九二八年（昭和三年）三月陸軍省整備局課員となり一九三二年（昭和七年）八月陸軍參謀に轉出し、瀬浦右衛門二年後内地に歸り參謀本部員對滿事務局事務官等を経て一九三七年（昭和十四年）二月監視局監視長となり一九三九年（昭和十六年）一月國に赴いて野村大使を補佐し爾後歩兵聯隊長等を経て終戦時は鶴見線の第二十八軍參謀長であります。

二 私が小島大將と知合になつたのは小島大將が當時少將で一九二九年（昭和四年）八月一日整備局長として着任し、私が其部下として勤務した時からである。其の後小島大將が關東軍參謀長時代にも私は其部下に居ました。

三 整備局長（自一九二九年八月一日至一九三〇年八月一）だつた將軍は當時我國の陸軍表記の不完全と軍需工業の衰弱などとに對しては深く憂慮して日本は過敏に攻手を同邊する事が必然であると云ふ意見を絶えず述べて居た。一九三〇年（昭和五年）八月監務局長に轉職した小島將軍は日本間の紛争就中日荷間の關係極めて緊張せる情勢に直面したが敍上の如

く當時軍裝備と軍需工業の貧弱な事實を十分承知して居る將軍は紛ず解
決の爲軍事行動を取ることは極力回避すべきであるとの考を持つて居た。
事變勃發直前連川少將が參謀總長の命令で滿洲に派遣せられた。私は當
時其使命の内容を承知しなかつたが後でそれは關東軍に對し自重すべき
旨の總長訓令の傳達を使命とせるものであつたことを聞いた。
當時の陸軍裝備は日露戰爭より大陸型に移行せねばならぬ途上にゐつ
たが豫算の貧弱と軍需工業の幼稚な爲飛行機は本國で全軍總計二十六中
隊第一線總機數二〇〇臺内外を算するに過ぎなかつた。大部は機關槍及
偵察機で爆擊機は約三十機位しかなく戦車は約二〇〇機で型式も甚だ均
整のものであつた。並の自動車化の如きは前途遠遠で轎重の大部は依然
として動物稱重であつた。
歩兵に必要な自動火器即ち輕重機関銃も所要の數に達せざる事甚だ遠く
擬似鎗へ本銃一挺は小旗を以て標識にして居つた程度で野砲は九〇式の
新式が制定せられたけれども製造力不足の爲充實困難であつた。大口徑
砲へ三〇粍以上の一の製作能力は殊に貧弱で三年間に五、六門を製作し得
るに過ぎなかつた
以上の如き軍需工業能力に過ぎなかつたので敗時兵力は三十二師團であ

り其の中大駿型新式砲弾を有するものは僅かで八ヶ師團に過るなかつた。四次は滿洲事變勃發當時に於ける陸軍首腦部の態度であるが事變の勃發は陸軍省職員に取つては餘りにも唐突であつた為職員一同仕事も一寸手が着かなかつたといふ有様であつたが、二・三日後漸く平常通りの執務状態に復した。然に九月十九日は終日續々として来る關東軍電報に依つて事變の真相把握に努めたが正確なる認識を得ることが出来ず仕舞つた。

事變勃發直後當時の兵務課長安藤利吉大佐が柳條導致爆破の真相調査の爲現地に派遣せられたが其歸來後陸軍省第一會議室に於て調査報告の講演ひめつた。私も亦聽講し、其爆破の明かに奉天中國正規兵の暴舉であることを知つたのである。中央部の希望に反して遂に事變の勃發を見るに至つたが戰爭回避を根本方針として居つた陸軍中央部は因縁に於ても決定せられた如く不擴大方針の實行に只管努力した。それで間もなく宣傳口！新民！錦州！長春！吉林の線を越えて進出すべからざる様關東當時幕浦周に於ては勿論陸軍省全般及參謀本部も亦事變に對し適當な政策をなかつた漢様で約一週間位を経て事變が稍々擴大の傾向に向つてから萬一の場合に處する準備を餘儀なくせられたのであるが、私の主旨事

項である資材關係に就て言へば豫てより關東軍に送つて置いた資材は是に貧弱で後で急據資材豫算を増額しなければならぬ破目に陥つた。

至次に一九三二年十一月三日附關東軍參謀長小笠中將から陸軍次官柳川中將宛換附せられた「滿洲國指導要綱」へ法廷譜二三〇號にて、あるが、關要綱は當時參謀本部から其第二部の起案に係る滿洲國に對處すべき方針に就て陸軍省に意見を求めて來たものを關東軍司令官は司令部内の意見を取扱いの上自ら點檢の後參謀長の名を以て陸軍次官宛登信させたもので普通交渉的文書へ特て性易な恒常的事務を除き參謀長名を以て登信する慣例を

り一の取扱の例に據つたものである。六次に於か關東軍に赴任當時に於ける滿洲の治安狀況であるが私か一九三二年一月八日關東軍參謀大輔補令武蔵軍司令官及小笠參謀長と同行朝鮮經田八月二十六日奉天着東北ビル内の軍司令部へ着任しられたる當時は匪賊の猖獗を受けた様な状態であつた。小笠大將は關東軍參謀長として式蔵貢司令官の旨を体し、治安の恢復、交通々信の整備、三産業の開拓といふ項目を育子として滿洲國に協力する様幕僚を指導して居た。

治安の恢復に付ては私の直接執事業務ではなかつたが密接な聯絡を持つて居たので克く其の實情を承知して居る即ち私の着任當時約二十數萬を算へた匪賊を良民化する爲に元づ奉天省内に於ける鐵道線路及主要道路を中心とする兩側地帶を數區に分けて一地區毎に治安を恢復し逐次他省に及ぼすこと、し治本工作と治標工作といふことを併用した。其治本工作と云ふのは専ら滿洲廻政府の擔任する拔本塞源工作であつて産業を開拓し善政を布き漂浪者を吸收する■策であり其治標工作といふのは匪賊を直接目標とする補清工作であつて滿洲國軍と之に協力する關東軍の擔任で之が爲に關東軍は少からざる機密費を使ひ元づ招撫を行ひ敢圖之を繰返して度ぜざる時に自ゆて討伐を行つた。討伐は主として滿洲國軍の補清か體導の任に當り而して長降石は之を許して兵隊を買上げ叛郷せしむるか又は滿洲國軍隊に編入するか又軍務に適しないものは財道局の工程へ作業隊、其の他の勞務効所に編入して學校に讀れしめ良民として民間に還元せしめる方針を實行し投降者は一人と雖も之を殺害したことはない。殊に投降後叛郷した了望將軍の如きは立取扱に對し感謝して新京に武勝軍司令官を訪問し滿洲國に忠誠を誓つた事すらある。

的として整備に努力した。

満洲國に付ては共に治安の恢復、産業の開拓に貢獻することを目的として整備に努力した。

的として整備に努力した。産業の開發は滿洲國政府の諮詢に應じて立憲又は自發的に研究し取扱たる成案は之を參考として滿洲國政府に送りし其否は滿洲國々務總理の決定に一任された。

尙産業の開發に就き小磯參謀長は日本人の經濟思想へ民族的利己主義を極度に排斥して利權屋の擴張を封じたが之が爲め是等利權屋の非難を費つたこともゐるが誠然として之を堅持し毫も門戸開放機制均等の原則に基いて内外各方面からの公正なる企業の進出を希望した然し何分にも治安がまだ十分でなかつた爲日本人企業の進出すら遠慮せむら若狭でなかつた。

八滿洲國には協和會なるものか結成されてゐたが一朝一黨的政治目標になら傾向があつたので小磯參謀長は武庫置司令官の旨を受け滿洲國總務長官に對し之を教化國体として存續せしむるに於ては差支をかるべきも政治國体として育成することは適當であるまいと忠告し直司令官も其國体から顧問たるべき要請を受けたか之を拒絶したことを承知して居る。東北部隊は軍司令官の至誠なる方針に依り長城を越へて北支那越に進出することを極力抑制して居たが一九三三年一月廿八日一四月執拗なる中國軍の攻撃に對し之を擊退して駁場から追撃し一時長城を越へたもの

大

があつた。當時小嶽參謀長は用務を帶びて上京中であつたか此事を知り直司令官に對し至急軍隊を長城線に撤收すべきことを電報通言して來たりことを承知してゐる。

越て五月長城外に退却した時には小嶽參謀長も責任後であつたが中國軍が大學長城線に向ひ本格的に攻撃し來り之を撲滅せざれば何時迄も長城附近に於ける戦争を繼續するとか不肖能あることか判つた爲直司令官の命令に依り實行せられた逆襲城である。此行動は五月未堵沽協定を締結して北支との接壤地帯を討伐半島に譲りしめ尋た原因であつて前述の長城線進出と全般動機を美にし長城外に出づるの必要をからしむることを目的として居たものであることを記憶して居る。

私が小嶽大將に面接した最後は一九三九年、昭和十四年一私が直參謀長時代次官山野中将の使者として當時拓務大臣でこつた小嶽大將を拓務省大臣室に訪問した時である。

それは當時三國同盟に對する陸海軍の意見に相當の聞きがあり、國論分裂の危機を招來するかも知れない分団氣にあつたので之が調停を依頼したが之に對して大將は鬱屈を以て國論分裂は甚だ面白くない、自分の考へでは三國同盟は恐らく日本が勾連に利用せらるゝ以外害みつて益かないと思はれるから之を中止すること、して國論を靖一せしむるを可とすると言ふ意見の回答であるつた。